

施設サービス

(詳細は長寿社会対策課基盤整備グループまでお問い合わせください。)

【指定施設サービス事業者】

サービスの種類	介護老人福祉施設（介護保険法第8条第24項）	
指定単位	施設ごと	
指定申請書記載事項	申請書等様式参照	
介護保険法	申請者	老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームを設置する者＝ 地方公共団体、社会福祉法人
	設備人員基準	別表設備人員基準参照
	運営基準	別表運営基準参照
	経過措置	法施行の際既存の特別養護老人ホームについては、介護保険法による指定があったものとみなす。
関連法	老人福祉法上の届出等	老人福祉法第15条第3項の届出（市町）又は第4条の認可（社会福祉法人）が必要
法人所轄庁との連携		事業実施に係る登記（変更登記を含む。）がなされているか又はなされることが確実であること

・ 介護福祉施設サービス（介護老人福祉施設～特別養護老人ホーム）

老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームが、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うこと（介護保険法第8条第24項）

◎介護老人福祉施設の指定基準

介護老人福祉施設の指定を受けるためには、次の「Ⅰ 人員に関する基準」、「Ⅱ 設備に関する基準」、「Ⅲ 運営に関する基準」及び「Ⅳ ユニット型指定介護老人福祉施設の設備に関する基準」をすべて満たす必要があります。

	内 容
Ⅰ 人員に関する基準	<p>1 管理者 専従・常勤の管理者を1人置くこと *従業者との兼務可 *併設する事業所・施設等がある場合には、これらの職務に従事可</p> <p>2 医師 必要数（嘱託医でも可）</p> <p>3 生活相談員 (1) 入所者：生活相談員=100：1（常勤換算で端数を増すごとに1） (2) うち1人を常勤とする (3) 社会福祉主事又はこれと同等以上の能力を有する者であること</p> <p>4 介護職員又は看護職員（看護師、准看護師） (1) 入所者：介護職員・看護職員=3：1（常勤換算で端数を増すごとに1） (2) 看護職員数は、施設の入所者数が30以下では常勤換算で1以上、30を超えて50以下は2以上、50を超えて130以下は3以上、130を超えた場合は、3に130を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えた数以上の看護職員が必要であり、そのうち1人以上を常勤とする</p> <p>5 栄養士 1人以上 *利用定員が40人を超えない場合で、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることが可能な場合は、栄養士を置かないことができる</p> <p>6 機能訓練指導員 (1) 1人以上 (2) 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者 *他の従業者との兼務可</p> <p>7 介護支援専門員 (1) 利用者：介護支援専門員=100：1（常勤換算で端数を増すごとに1） (2) 専従・常勤 *他の業務との兼務可</p> <p>8 調理員その他の従業者 実情に応じた適当数</p>

	内 容
Ⅱ 設 備 に 関する基準	<p>1 規模 入所定員は 20 人以上（他の社会福祉施設等に併設する場合は 10 人以上）</p> <p>2 設備 (1) 建築基準法の規定による耐火建築物 * 入所者の日常生活に充てられる場所を 2 階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合にあつては、準耐火建築物でも可 (2) 次の設備を設けること 居室、食堂、機能訓練室、浴室、便所、洗面設備、医務室、静養室、面談室、介護職員室、看護職員室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室、その他必要な設備、備品等 * 他の社会福祉施設等を利用することが可能な場合には、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室、看護職員室を除き兼用可 <空床で行う場合の特例> 特別養護老人ホームの空床を利用する場合には、設備の兼用可 <併設施設で行う場合の特例> 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院・診療所、介護人保健施設及び特定施設入所者生活介護の指定を受けている施設に併設している場合には、居室を除き設備の兼用可</p> <p>3 居室 (1) 居室定員 4 人以下 (2) 居室床面積 利用者 1 人当たり 10.65 m²以上 * 居室定員、居室面積については、現に老人福祉法の規定に基づき、当該事業を行っている施設は、上記設備基準について、なお従前の例による (3) ブザー又はこれに代わる設備を設けること</p> <p>4 静養室 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること</p> <p>5 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること</p> <p>6 洗面設備 居室のある階ごとに設け、要介護者に適したものとすること</p> <p>7 便所 居室のある階ごとに居室に近接して設けること ブザー又はこれに代わる設備を設け、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること</p> <p>8 医務室 医療法第 1 条の 5 第 2 項の診療所であること 必要な医薬品、医療用具、臨床検査設備を備えていること</p> <p>9 食堂及び機能訓練室 (1) 食堂と機能訓練室を合計した面積が入所者 1 人当たり 3 m²以上であること (2) 現に老人福祉法の規定に基づき、当該事業を行っている施設は、上記設備基準について、なお従前の例による (3) 食堂と機能訓練室は兼用可</p>

	<p>(4) 必要な備品を備えていること</p> <p>10 廊下幅 1.8m 以上 ただし、中廊下幅は 2.7m 以上</p> <p>11 その他</p> <p>(1) 常夜灯の設置、階段傾斜を緩やかにする</p> <p>(2) 廊下・階段に手すりを設ける</p> <p>(3) 非常用設備の設置</p> <p>(4) 居室、機能訓練室、食堂、浴室、静養室が 2 階以上にある場合、傾斜路又はエレベーターの設置</p> <p>* 現に老人福祉法の規定に基づき、当該事業を行っている施設は、上記設備基準について、なお従前の例による</p>
<p>Ⅲ 運営に関する基準</p>	<p>指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）の第 4 章「運営に関する基準」をご覧ください。</p>
<p>Ⅳ ユニット型指定介護老人福祉施設の設備に関する基準</p>	<p>1 ユニット（定員 10 人以下）</p> <p>(1) 居室</p> <p>①定員 1 人（ただし、必要と認められる場合は 2 人）</p> <p>②一人当たりの床面積は 13.2 m²以上</p> <p>(2) 共同生活室 床面積は（2×ユニットの入居定員）m²以上</p> <p>(3) 洗面設備 居室ごと又は共同生活室ごとに適当数 要介護者に適したものとする</p> <p>(4) 便所 居室ごと又は共同生活室ごとに適当数 要介護者に適したもの</p> <p>2 浴室 要介護者に適したもの</p> <p>3 医務室 医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所であること 必要な医薬品、医療用具、臨床検査設備を備えていること</p> <p>4 廊下 1.8m 以上（中廊下は 2.7m 以上）</p>